

海外の金融機関で年金を受け取っている方へ SWIFTコードのご提出をお願いします。

- 外国送金の国際ルールが変更されたため、2025年から外国送金を行う際に送金先金融機関のSWIFTコードが必要となりました。
- 日本国外の金融機関を年金受取先に指定している方につきましては、日本年金機構にSWIFTコードをご提出いただく必要がございます。（届書は、日本年金機構のホームページから取得できます。下記の二次元コードからアクセスしてください。）
- SWIFTコードのご提出がない場合、年金が送金不能や送金遅延となりますので、必ずご提出ください。なお、既にご提出済みの方は、再度提出いただく必要はございません。

お手続きの流れ

- ① 送金先の金融機関のSWIFTコードを確認してください。

※SWIFTコードのない金融機関からSWIFTコードのある金融機関への変更も同様の手続きとなります。

- ② 日本年金機構のホームページから「**外国居住年金受給権者 住所・受取金融機関 登録（変更）届**」をダウンロードし、SWIFTコードやお客様の住所等の必要情報を記入してください。

※年金の受取金融機関を変更する場合、口座名義、受取金融機関名、支店名、口座番号が確認できるものの写しを添付する必要があります。

- ③ 下記の提出先にご提出ください。

提出先

日本年金機構（外国業務グループ）

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

Japan Pension Service (Foreign Business Group)

3-5-24, Takaido-Nishi, Suginami-Ku,
Tokyo 168-8505 JAPAN

詳細はこちら

上記の内容に関する詳細については、日本年金機構ホームページをご参照ください。

<URL>

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/swiftcode.html>



日本年金機構
Japan Pension Service